

# 変わりました！ 参議院の選挙制度

## 地方区

選挙区選挙  
投票用紙に**個人名**を

## 全国区

比例代表選挙  
投票用紙に**政党名**を

今回の参議院通常選挙から、参議院全国区制が改正され、新たに比例代表制が導入されることになりました。  
あなたの大切な一票を生かすため、新しい選挙制度を十分に理解して投票しましょう。

### 比例代表選出議員の選挙(全国区)

比例代表選挙は政党に投票する選挙です

- 投票は政党名で。個人名を書くとは無効です。
- ▽投票用紙には政党の名称、または略称を記入します。
- ▽候補者個人名を記入すると無効となります。
- 政党の選択は、候補者名簿や政策をよく見て。
- ▽立候補は政党(政治団体)が

の政策をよくみて政党を決めます。

●選挙運動は政党が。候補者個人はできません。

▽選挙運動や選挙期間中の政治活動は、すべて政党が行います。

▽候補者個人による選挙運動は

できません。

●当選者は、各政党の得票数に比例して決まります。

▽当選人数は、各政党の得票数に比例して配分されます。

▽当選人は、各政党の候補者名簿に記載された順位により、上位から順に決まります。

### 選挙区選出議員の選挙(地方区)

選挙区選挙は、これまでの地方区と同じです

●投票用紙には、候補者個人名を記入します。

投票日は6月26日です



薄黄色

候補者名

選挙区

白色

政党名

比例代表



誇りです わたしの意志です 選びます

# 6月26日は

# 参議院(東京都選出) 比例代表選出 議員選挙

## の投票日です

### 投票時間 午前7時～午後6時

投票 できる方

昭和38年6月27日以前に生まれた方で、昭和58年3月1日までに転入届を出して、6月1日現在住民基本台帳に記載されている方です。

3月2日以降に、転入届をした方は前住地の選挙管理委員会へ、お問い合わせください。

投票用紙の色と投票の順序

投票用紙の色  
東京都選出 薄黄色  
比例代表選出 白色

投票の順序  
①参議院(東京都選出) 議員選挙  
②参議院(比例代表選出) 議員選挙

点字投票

点字投票  
目の不自由な方は点字投票ができますので、投票所の係員に申し出てください。

代理投票

代理投票  
からだの不自由で、字の書けない方は、本人が直接投票所の係員に申し出て下さい。かわって書いてもらえます。法律により投票の秘密は守られますので、安心して申し出て下さい。

入場整理券

入場整理券  
(投票所のお知らせ)  
16日から郵送しました。紛失した場合や何かの間違いで届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、直接、投票所に行き、申し出て下さい。

選挙人名簿についての照会は選挙管理委員会へお願いします。

東京都選出議員および比例代表選出議員の選挙公報は、6月16日に新聞に折り込みしました。▽折り込み新聞名  
朝日・毎日・読売・サンケイ  
東京・日本経済

新聞を購読されていない方のために、次の施設に「選挙公報」を置きますのでご利用ください。

▽区の施設  
区役所(支庁受付)・各出張所・福祉事務所・保健所・区民センター(受付)・図書館・勤労青少年センター・青年館・社会教育会館・豊島体育館・厚生会館・心身障害者福祉センター・池袋授産場・高田児童館・老人福祉センター・ことぶきの家

▽区内の国鉄、私鉄、地下鉄の各駅(池袋駅を除く)

▽都税事務所、立教学院内郵便局、西池袋郵便局

公営ポスター掲示場  
区内には参議院(東京都選出)議員選挙のポスター掲示場が30カ所あります。

ポスター掲示場に、はってあるポスターが破れていたり、掲示板が壊れているのを見かけた方は、選挙管理委員会までお知らせください。

投票の呼びかけ・周知  
▽防災行政無線：投票日の前日および当日の午前11時30分、午後3時30分、午後5時の3回  
▽花火の打ちあげ：投票日の当日の午前8時、午後4時の2回  
区立千早中学校校庭と総合体育場で周知用花火を打ちあげます。打ちあげ場所の近くのみなさんには大変ご迷惑と思えますが、趣旨をご理解のうえ、ご協力くださるようお願いいたします。

開票日の区役所事務  
6月27日(月)は、参議院議員選挙の開票日になります。この日は、区役所職員の大部分が開票事務に従事しますので、区民のみなさんにはご迷惑をおかけすることになります。区役所に用のある方は、この日できるだけ避けていただくよう、ご協力をお願いします。

## 当日投票所へ行けない方は不在者投票のご利用を!

投票日に、次の理由で投票所へ行けない方に、不在者投票の制度があります。必ず投票しましょう。

- ① 選挙の当日、自分の投票区の区域外で、仕事、職務に従事の方、または出張中の方
- ② やむを得ない用務、事故のため旅行中の方
- ③ 出産、手術などで、投票日に投票所へ行けない見込みの方

◇不在者投票のできる期間  
6月25日まで  
毎日午前8時30分から午後5時までです。

◇場所  
豊島区選挙管理委員会事務局(区民センター2階)

◇不在者投票の方法  
選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会に行つて、その場所直接「不在者投票宣誓書」を提出して投票用紙の交付を受け、投票することができます。その際、印鑑をお持ちください。

◎指定病院に入院中の歩行困難な方は、院長に申し出ますと、院長が投票用紙などを請求してくれまます。  
重病の方は、ベッドで、投票することが出来ます。

### ◇投票所一覧◇

投票区	投票所	投票区の区域	投票区	投票所	投票区の区域	投票区	投票所	投票区の区域	投票区	投票所	投票区の区域
1	豊島区役所(東池袋1-18-1)	東池袋1丁目、2丁目(34-63番)、3丁目(2-15番)	11	清和小学校(栗鴨3-14-1)	栗鴨3丁目、4丁目(1-26番)	22	目白小学校(目白2-11-6)	目白2丁目、3丁目	32	千早小学校(千早町3-21)	長崎4丁目、千早町3丁目
2	豊島幼稚園(上池袋2-35-22)	上池袋2丁目	12	勤労青少年センター(北大塚1-15-10)	北大塚1丁目、2丁目	23	自由学園目白講堂(西池袋2-20-11)	西池袋1丁目、2丁目	33	平和小学校(千早町2-12)	千早町2丁目
3	池袋第一小学校(上池袋4-28-1)	上池袋3丁目、4丁目	13	栗鴨小学校(南大塚1-24-10)	栗鴨1丁目(17-51番)、南大塚1丁目	24	池袋第三小学校(西池袋3-14-3)	西池袋3丁目、5丁目	34	要町小学校(要町2-7)	千早町1丁目、要町2丁目
4	豊成小学校(上池袋1-18-24)	上池袋1丁目、北大塚3丁目	14	東福祉事務所(南大塚2-36-2)	南大塚2丁目	25	道和中学校(西池袋4-7-1)	西池袋4丁目	35	千川小学校体育館(要町3-4)	要町3丁目、千川町1丁目、2丁目
5	西栗鴨小学校(西栗鴨1-27-1)	西栗鴨1丁目、2丁目	15	西栗鴨中学校(南大塚3-18-1)	東池袋2丁目(1-33番)、南大塚3丁目	26	真和中学校(目白5-24-12)	目白4丁目、5丁目	36	高松小学校(高松2-35)	高松2丁目、3丁目
6	朝日中学校(西栗鴨4-9-1)	西栗鴨3丁目、4丁目	16	大塚台小学校(東池袋4-40-1)	東池袋3丁目(1-16-23番)、4丁目、5丁目	27	富士見台小学校(南長崎1-10-5)	南長崎1丁目、2丁目	37	千川中学校(高松1-16)	要町1丁目、高松1丁目
7	朝日小学校(栗鴨5-33-1)	栗鴨4丁目(27-44番)、5丁目	17	日出小学校(南池袋2-45-1)	南池袋2丁目、4丁目	28	長崎小学校(長崎2-6-3)	長崎1丁目、2丁目、3丁目	38	大明小学校(池袋2-1053)	池袋2丁目、3丁目
8	駒込小学校(駒込3-13-1)	駒込3丁目、6丁目、7丁目	18	雑司が谷中学校(南池袋3-18-12)	南池袋1丁目、3丁目、雑司が谷3丁目	29	稚名町小学校(南長崎4-30-5)	南長崎3丁目(10-42番)、4丁目(24-44番)、5丁目(11-33番)、6丁目(10-38番)	39	池袋第五小学校(池袋4-453)	池袋1丁目、4丁目
9	駒込児童館(駒込2-2-4)	駒込1丁目、2丁目	19	高田小学校(雑司が谷2-12-1)	雑司が谷1丁目、2丁目	30	長崎中学校(南長崎4-13-22)	南長崎3丁目(1-9番)、4丁目(1-23番)、5丁目(1-10番)、6丁目(1-9番)	40	池袋第二小学校(池袋本町1-43-1)	池袋本町1丁目、2丁目
10	仰高小学校(駒込5-1-19)	駒込4丁目、5丁目、栗鴨1丁目(1-16番)、2丁目	20	高南小学校(高田2-12-7)	高田1丁目、2丁目	31	大成小学校(長崎6-16-1)	長崎5丁目、6丁目、千早町4丁目	41	文成小学校(池袋本町4-36-1)	池袋本町3丁目、4丁目
			21	高田中学校(目白1-1-1)	目白1丁目、高田3丁目						